

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 競争参加資格の年度は、令和4・5・6年度とする。
- (4) 契約担当官等から指名停止の処分を受けている期間中でないこと。
- (5) 契約条項及び入札等参加者心得を確認のうえ、暴力団排除に関する事項に誓約する旨（当社は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。）を入札書に付記するものとする。
- (6) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (8) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 落札の決定方法：総品目総額（当隊所定の予定価格以内の最低落札者とする。）

4 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金：免除 但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除 但し、契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

5 公告の掲示場所：西部方面隊ホームページ (<http://www.mod.go.jp/gsdf/wae/>)

陸上自衛隊別府駐屯地、陸上自衛隊湯布院駐屯地、陸上自衛隊玖珠駐屯地
大分地方協力本部、大分商工会議所、別府商工会議所

6 入札の無効

- (1) 第1項に示す競争入札に参加する者に、必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札金額を訂正してある入札、入札書の記載事項及び押印が不明瞭なもの。
- (3) 暴力団排除に関する誓約を行わなかった者の入札
- (4) 電信・電話・FAXによる入札
- (5) その他入札に関する条件に違反した入札

7 契約書等作成：落札決定後速やかに、契約書を作成します。

8 その他

- (1) 入札に関する委任等を受けた者は、入札前に委任状を提出すること。
- (2) 競争参加資格審査結果通知書の写しを令和5年3月1日（水）1600迄に提出して下さい。（FAX可）
- (3) 同等品申請は、令和5年3月1日（水）17時までに同等品判定依頼書を提出し、承認を得ること。
- (4) 遠方等の理由により直接入札に参加できない場合には、令和5年3月1日（水）15時00分までに必着するように郵送し下記担当者に連絡すること。また、入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施する。初度入札に郵便等が含まれていない場合は直ちに再度入札を実施する。郵便等が含まれている場合の再度入札については別途連絡する。
- (5) 昨今のコロナの状況により、郵便入札で実施します。

9 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒874-0849 大分県別府市大字鶴見4548-143

陸上自衛隊別府駐屯地 第404会計隊 契約班 担当 堤

TEL 0977-22-4311（内線）348

FAX 0977-23-3433（直通）